

役 員 退 職 規 程

(目的)

- 第1条 公益社団法人色彩検定協会（以下「本会」という）の理事及び監事（以下役員という）のうち、常勤者に対する退職手当の支給については、この規程に定めるところとする。

(退職手当の支給)

- 第2条 退職手当は、本人が退職し、又は解任されたときはその者に、本人が死亡した時はその遺族（順位については労働基準法施工規則第42条～45条の規程を準用）に支給する。

(退任の定義)

- 第3条 この規程で退任とは、役員 の地位を離れることをいう。
2. 役員が退任後、直ちに監事に就任する場合、又は監事が直ちに役員に就任する場合であっても、この規程の適用上の退任とする。

(従業員兼務役員 の取扱い)

- 第4条 この規程により支給する退職手当には、従業員兼務役員に対し、従業員として支給する退職手当は含まないものとする。

(退職手当の額)

- 第5条 退職金の算定基準は、在職期間1ヶ月につき、退職日におけるその者の本給及び特別調整手当の月額に100分の28の割合を乗じて得た額とする。
2. 前項の規定による退職手当の額は、理事長の承認を得て、その者の職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

(在職期間の計算)

- 第6条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1ヶ月に満たない端数が生じた時は、1ヶ月とする。

(在任年数の特例)

- 第7条 役員が在任中に死亡し、またはやむを得ない事由により退任した時は、在任期間を在任年数に加算することができる。

(功労加算)

第8条 退任役員のうち、在任中に功労があった者に対しては、理事会決議により、第5条で算定した金額についてその100%を超えない範囲で加算することができる。

(特別功労加算)

第9条 退任役員のうち、在任中に特に多大な功労があった者に対しては、理事会決議により、第5条で算定した金額についてその200%を超えない範囲で加算することができる。

(特別減額)

第10条 退任役員のうち、在任中、法人に対し重大な損害を与えた者に対しては、理事会決議により第5条で算定した金額から相当の減額をする事ができる。

(支給時期等)

第11条 退職金は、理事会の決議後速やかにその金額を支給する。
2. 退職金を即時に支給することが困難な事情があるときは、当該退任役員の意見を聞いた上、理事会の決議で支給時期及び支給方法につき別段の定めをすることができる。

(退職金よりの控除)

第12条 退職金の支給に際しては、法定の源泉税及び当該退任常勤理事長及び理事が法人に対して負担する債務額を控除する。

(規程の改廃)

第13条 この規程を改正又は廃止する場合は、役員の決議によらなければならない。

(付則)

1. その他役員についての退職手当は、この規程に準じ、その手当については、理事会に諮り、理事会で決定した金額とする。
2. 本規程は、公益認定を受け移行の登記を行った日から施行する。